

会議の要点録（令和4年2月21日）

1. 議会基本条例について

- ・前回の会議で、保留となっていた「議員の活動原則」の「自由討議」について再検討した結果、下記のとおりとする。

議員は、議会の機能を発揮するため、本会議及び委員会において、議員及び市長から提出された議案並びに市民等から提出された請願、陳情等に関して、議員相互間の自由な討議に努めるものとする。

- ・「議会運営について」：下記のとおりとする。

※委員会について

委員会の設置は、阪南市議会委員会条例（平成3年9月30日条例第40号）の定めるところによる。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務の調査を実施し、その機能を十分発揮しなければならない。

※会派について

議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

※自由討議について：前述のとおり

「市民参加及び市民との連携（議会報告会・意見交換会）」：（おおよその方向性として）下記のとおりとする。

議会は、議員及び市民が情報及び意見を交換する多様な場を設ける。

※今後、視察を踏まえて決める。

「市長による政策等の形成過程の説明・予算決算における政策説明資料作成」：（おおよその方向性として）下記のとおりとする。

市長等は、政策を提案する場合は、議会の審議における論点を明確化し、その政策水準を高めることに資するため、次に掲げる事項について明らかにするよう努めなければならない。

- (1) 政策提案の趣旨
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の政策との検討内容

- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画（市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な計画をいう。以下同じ。）との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 前項の規定は、予算の提案及び決算の認定について準用するものとする。

「法律第96条第2項の議決事項」：削除する。

2. その他

- ・次回については、3月18日（金）午前10時00分から開催することとなった。